
[創刊の辞]

大東文化大学法科大学院の創立と特色

小野 幸二

文部科学省は2003（平成15）年11月27日、66校について法科大学院の設置を認め、大東文化大学法科大学院もその1つとして認可された。法科大学院（ロースクール）は100年に1度といわれる司法改革の一環として実施され、質の高い法律家を養成するため法科大学院においてハイレベルの法教育を行い、司法が21世紀の社会に期待される人的基盤を確立することを目的とする高度専門教育機関である。

大東文化大学は1923（大正12）年に国会の決議により設立された大東文化学院を前身とし、爾来文学・経済学・法律学等の研究・教育において多大な社会的貢献をなし、その軸足をアジアに置いてきた。そこで本学の概要を瞥見し、本法科大学院の特色を述べたい。

本学は戦後新制大学として再出発し、文学部のほか経済、外国語、法律、国際関係などの諸学部を増設し、今日、学生数1万3000人余を擁する文科系総合大学に発展した。2000年4月には、経済学部から独立して経営学部が新設され、また文学部には我が国初の書道学科を開設し、2001年4月からは環境創造学部を開設するとともに、経済学部を改組して、現代経済学科と社会経済学科を設置した。これらに加えて、今年の4月からスポーツ・健康科学部がスタートし、現在8学部19学科を擁するに至っている。

さらに、本学は、大学院に文学研究科、経済学研究科、法学研究科、外国語学研究科、アジア地域研究科、経営学研究科の6研究科15専攻を有している。

このような歴史と伝統を持つ大東文化大学は、上述のように文科省から法科大学院設置の認可を受け、2004年4月に開校した。創立80周年という記念すべきときに、21世紀の法曹養成教育という国家的プロジェクトに参画できたことは、本学の学校教育と研究に1つのエポックをしるすものとして、まことに喜ばしいことである。

21世紀は「知」の時代とも言われている。科学技術の高度化、社会・経済のグローバル化などにより、社会は多様に発展し、国際競争も激しくなっている。本法科大学院はこのような現象に対応するため、豊かな人間性と国際感覚、批判的・創造的思考力、幅広い教養と専門的知識など、21世紀の司法を担う法曹に必要な資質を有する人を養成する。そのため社会的経験を積んだ社会人の入学を積極的に進め、授業18時開始、長期履修制度、授業料単位従量制などの導入により、大学院生が会社に在職しながら学べるのが大きな特色となっている。

2004年度、2005年度の入学試験では、医師、薬剤師、公認会計士、税理士、公務員、銀行員、会社員など多くの社会人が入学し、そのうちかなりの数の有職社会人が職場から通学しているが、このことは本法科大学院が「社会人に開かれた法科大学院」として受け入れられたものと思う。これはまた、法科大学院の制度設計に当たっての基本理念の1つであった「多様性」、すなわち社会のいかなる階層・分野にも存在する弱者や少数の側に立って活動するような人材を養成するという理念・目的に合致するものとして、大変嬉しい。

大東文化大学における「法曹養成」の歴史は法学部法律学科が設置された1973（昭和48）年に始まる。同年、司法試験のメッカと言われた神田の地に法学研究所駿河台研究室が開設され、他大学出身者にも門戸を開き教員や裁判官・弁護士等の指導のもと、多くの研究室生が司法試験に合格した。こうした31年にも及ぶ法学教育の実績をベースに開設されたのが本法科大学院である。専任のファカリティーメンバーは、7名の研究者教員と10名の実務家教員から成り、理論と実務を架橋するという教育理念・目的を実現しうる構成になつており、兼任教員を含めれば、総勢55名の教員が教育に当たっている。

専門分野は「企業法務」、「国際法務」、「市民生活法務」、「政策法務」の4つに分かれ、ビジネスに強いローヤー、国際的に活躍するローヤー、医療過誤訴訟のスペシャリスト、政策立案に優れた公務員など、時代のニーズにあった21世紀型法曹人の養成を目的としているのが本法科大学院の特色である。とくに「東西文化の融合」という本学の建学精神にのっとり、「アジア法のプロフェッショナル・スクールは大東の法科大学院」（アジア法のスペシャリスト）と言われるような実績作りを目指したい。

法科大学院は高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院（プロフェッショナル・スクール）であり、「競争的環境の中で個性が輝く大学院」でなければならない。本法科大学院は既述のような個性と特色を有するロースクールであるが、それらを生かし所期の目的を達成するためには、我々教員が一丸となって常に教育水準の一層の向上に努めなければならない。ロースクールには教育研究水準の向上と教育の質の保証は不可欠である。そこで本法科大学院ではその一環として、2004年11月にテーマ「大企業におけるコンプライアンスの実証的検討」、2005年1月に「国際取引に関する中国の法整備について」、さらに同年3月には「アメリカにおける環境法コンプライアンスの実施状況」および「わが国の司法制度改革と法科大学院」についてシンポジウムを実施した。

さらに、教授会は2005年1月「大東文化大学法科大学院法務学会」を設立し、法律に関する理論および実務に関する学術の研究、発表等を行い、また学術雑誌「大東ロージャーナル」を発行することとした。

ここに、「大東ロージャーナル」の創刊を祝い、ますますの発展を祈念したい。